

宍粟市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年12月4日

宍粟市議会議長 浅田 雅 昭

宍粟市議会告示第2号

宍粟市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

宍粟市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年宍粟市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
<p>(要配慮個人情報)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>[(1) 略]</p> <p>[ア～ウ 略]</p> <p>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>厚生労働大臣</u>が定める程度であるもの</p> <p>[(2)～(5) 略]</p> <p>(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>保有個人情報</u>の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p>	<p>(要配慮個人情報)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>[(1) 略]</p> <p>[ア～ウ 略]</p> <p>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>主務大臣</u>が定める程度であるもの</p> <p>[(2)～(5) 略]</p> <p>(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>議会に対する行為による保有個人情報</u>（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、保有個人情報として取り扱われることが予定されている</p>

改 正 前	改 正 後
<p>[(4) 略]</p> <p>[2 略]</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>保有個人情報</u>の項目</p> <p>[(3)～(5) 略]</p>	<p><u>ものを含む。)</u>の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>[(4) 略]</p> <p>[2 略]</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>保有個人情報</u>（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目</p> <p>[(3)～(5) 略]</p>
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。